

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会

会 員 各 位

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）が平成 26 年 4 月 1 日より保険適用になった事は既にご承知いただいている事と存じます。

本手術におきましては、施設基準が設定されております。

当該手術を実施し診療報酬請求を行うには、決められた施設基準が満たされている上で、平成 26 年 4 月 14 日（必着）までに所定の様式により各地区の地方厚生局に届出が必要になります。

当該手術の実施を予定されている施設におかれましては、施設条件を充分ご確認くださいと共に届出を行っていただく様にお願い申し上げます。

詳しくは、各地区厚生局のホームページより関係資料をご確認ください。

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会

理事長 吉村泰典

社保担当常務理事 西井 修